

○総務省令第四十九号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月二十四日

総務大臣 野田 聖子

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次

〔第一章 略〕

〔第二章 略〕

第三章 基礎的電気通信役務支援機関（第四十条の二―第四十条の八）

第三章の二 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会（第四十条の八の二―第四十条の八の十）

〔第四章 略〕

〔第五章 略〕

附則

（端末設備の接続の検査）

第三十二条 法第六十九条第一項の総務省令で定める場合は、次のとおりとする。

〔一〇四 略〕

五 電気通信事業者が法第五十二条第一項の規定に基づき総務大臣の認可を受けて定める技術的條件（利用者の端末設備が送信型対電気通信設備サイバー攻撃を行うことの禁止に関するもの及び不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二十一条第三項に規定するアクセス制御機能に係る同条第二項に規定する識別符号の設定に関するものを除く。）に適合していること（法第五十二条第一項に規定する技術基準に適合していることを含む。）について、法第五十三条第一項に規定する登録認定機関又は法第四百四条第二項に規定する承認認定機関が認定をした端末機器を接続したとき。

〔六・七 略〕

〔2 略〕

目次

〔第一章 同上〕

〔第二章 同上〕

第三章 基礎的電気通信役務支援機関（第四十条の二―第四十条の八）

〔第四章 同上〕

〔第五章 同上〕

附則

（端末設備の接続の検査）

第三十二条 〔同上〕

〔一〇四 同上〕

五 電気通信事業者が法第五十二条第一項の規定に基づき総務大臣の認可を受けて定める技術的條件に適合していること（同項に規定する技術基準に適合していることを含む。）について、法第五十三条第一項に規定する登録認定機関又は法第四百四条第二項に規定する承認認定機関が認定をした端末機器を接続したとき。

〔六・七 同上〕

〔2 同上〕

第三章の二 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会

(認定の申請)

第四十条の八の二 法第百十六条の二第三項の申請書は、様式第三十八の三の二によるものとする。

2| 法第百十六条の二第四項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一| 送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務の実施の方法を記載した書類
- 二| 送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務を適正かつ確実にを行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類
- 三| 最近の事業年度（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時）における財産目録その他の財産的基礎を有することを明らかにする書類
- 四| 定款の謄本及び登記事項証明書
- 五| 役員の名簿及び履歴書
- 六| その他参考となる事項を記載した書類

(変更の認定)

第四十条の八の三 法第百十六条の二第六項において読み替えて準用する同条第三項の申請書は、様式第三十八の三の三によるものとする。

- 2| 総務大臣は、法第百十六条の二第五項の変更に係る申請をした認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が、送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めているものであると認めるときは、変更の認定をするものとする。

(軽微な変更)

第四十条の八の四 法第百十六条の二第五項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務の範囲を縮小するものとする。

(変更の届出)

第四十条の八の五 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会は、法第百十六条の二第七

〔新設〕

項の届出をしようとするときは、様式第三十八の三の四の届出書を提出しなければならない。

(廃止の届出)

第四十条の八の六 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会は、その認定に係る業務を廃止しようとするときは、あらかじめ、様式第三十八の三の五の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

2| 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会がその認定に係る業務を廃止したときは、  
法第百十六条の二第一項の認定は、その効力を失う。

3| 総務大臣は、第一項の廃止の届出があつたときは、第四十条の八の十で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(特定会員名簿の縦覧)

第四十条の八の七 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会は、その特定会員名簿を当該認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表しなければならない。

(帳簿)

第四十条の八の八 法第百十六条の五の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一| 法第百十六条の二第二項第一号の業務に係る次に掲げる事項

イ| 提供を受けた通信履歴の電磁的記録の提供元の電気通信事業者の氏名又は名称

ロ| イの通信履歴の電磁的記録の提供を受けた日時

ハ| イの通信履歴の電磁的記録の項目

ニ| イの通信履歴の電磁的記録を証拠として行う通知の通知先の電気通信事業者の氏名又は名称

ホ| ニの通知を行った日時

二| 法第百十六条の二第二項第一号の業務に係る次に掲げる事項

イ| 提供を受けた通信履歴の電磁的記録の提供元の電気通信事業者の氏名又は名称

ロ| イの通信履歴の電磁的記録の提供を受けた日時

ハ イの通信履歴の電磁的記録の項目

二 イの通信履歴の電磁的記録を用いた調査及び研究の概要

ホ ニの調査及び研究の成果の普及の概要

2| 法第百十六条の五の帳簿は、送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務を行う事務所ごとに作成して備え付け、記載又は記録の日から五年間保存しなければならない。

3| 前項に規定する帳簿の保存を電磁的記録に係る記録媒体により行う場合においては、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。

(認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会への情報提供)

第四十条の八の九 法第百十六条の七の総務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一 法第百十六条の二第二項第一号イに該当する電気通信事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先

二 その他認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務を適正に行うために総務大臣が必要と認める情報

(公示)

第四十条の八の十 法第百十六条の八及び第四十条の八の六第三項の公示は、官報で告示することによって行う。

様式第23 (第30条関係)

[略]

[注1 略]

2 利用者の端末設備が送信型対電気通信設備サイバー攻撃を行うことの禁止に関する技術的条件又はアクセス制御機能の識別符号に係る設定に関する技術的条件を設定又は変更しようとする場合には、その旨を記載すること。

3 [略]

4 [略]

様式第23 (第30条関係)

[同左]

[注1 同左]

[新設]

2 [同左]

3 [同左]

様式第 38 の 3 の 2 (第 40 条の 8 の 2 第 1 項関係)

認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

名称及び代表者の氏名 (代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

[印]

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第 116 条の 2 第 1 項の規定により、認定を受けたいので、次のとおり申請します。

特定会員の氏名又は名称	
送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務の範囲	
送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務の実施の方法	

注 1 「送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務の範囲」には、対処を行う送信型対電気通信設備サイバー攻撃の類型を記載すること。

2 「送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務の実施の方法」には、電気通信事業法第 116 条の 2 第 2 項各号に掲げる業務ごとに、その実施の方法及び実施体制を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 38 の 3 の 3 (第 40 条の 8 の 3 第 1 項関係)

変更認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

[新設]

[新設]

(ふりがな)

名称及び代表者の氏名（代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）  
[印]

連絡先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電気通信事業法第 116 条の 2 第 5 項の規定により、同条第 3 項第 3 号に掲げる事項の変更の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

変更事項	変更前		変更後	
変更内容				
変更年月日				

- 注 1 「変更事項」には、「送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務の範囲」又は「送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務の実施の方法」の別を記載すること。  
2 第40条の8の2第2項第1号の書類を変更したときは、変更後の書類を添付すること。  
3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 38 の 3 の 4（第 40 条の 8 の 5 関係）

変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

名称及び代表者の氏名（代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）  
[印]

連絡先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

次のとおり変更したので、電気通信事業法第 116 条の 2 第 7 項の規定により、届け出ます。

[新設]

変更事項		
変更内容	変更前	変更後
変更年月日		

注 1 第 40 条の 8 の 2 第 2 項第 1 号の書類を変更したときは、変更後の書類を添付すること。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 38 の 3 の 5 (第 40 条の 8 の 6 第 1 項関係)

業務廃止届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号  
 (ふりがな)  
 住 所  
 (ふりがな)  
 名称及び代表者の氏名 (代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。  
 担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第 116 条の 2 第 1 項の規定に係る業務を廃止したいので、電気通信事業法施行規則第 40 条の 8 の 6 第 1 項の規定により、届け出ます。

廃止しようとする年月日	
廃止の理由	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

【新設】



(電気通信主任技術者規則の一部改正)

第二条 電気通信主任技術者規則(昭和六十年郵政省令第二十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
<p>(帳簿)</p> <p>第五十三条 「略」</p> <p>2 法第八十一条の帳簿は、試験事務を行う事務所ごとに作成して備え付け、記載又は記録の日から三年間保存しなければならない。</p> <p>〔削る〕</p> <p>(帳簿)</p> <p>第六十五条 登録講習機関は、法第八十五条の十の規定に基づき、帳簿を講習事務を行う事務所ごとに作成して備え付け、その作成した日から五年間保存しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する帳簿の保存を電磁的記録に係る記録媒体により行う場合においては、次項各号に掲げる事項を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録し、必要に応じて登録講習機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示することができる。なければならない。</p> <p>3 法第八十五条の十の総務省令で定める講習事務に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 受講申込者数、受講者数及び講習修了者数(選任している電気通信事業者別の内訳を記載し、又は記録すること。)</p> <p>〔三・四 略〕</p> <p>〔4 略〕</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>(帳簿)</p> <p>第五十三条 「同上」</p> <p>2 法第八十一条の帳簿は、試験事務を行う事務所ごとに作成して備え付け、記載の日から三年間保存しなければならない。</p> <p>3 前項に規定する帳簿は、電磁的方法による記録に係る記録媒体により保存することができる。</p> <p>(帳簿)</p> <p>第六十五条 登録講習機関は、法第八十五条の十の規定に基づき、帳簿(次項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。第六十七条第一号において同じ。)を講習事務を行う事務所ごとに作成して備え付け、その作成した日から五年間保存しなければならない。</p> <p>2 次項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて登録講習機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、その記録をもつて帳簿への記載に代えることができる。</p> <p>3 「同上」</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 受講申込者数、受講者数及び講習修了者数(選任している電気通信事業者別の内訳を記載すること。)</p> <p>〔三・四 同上〕</p> <p>〔4 同上〕</p>

(工事担任者規則の一部改正)

第三条 工事担任者規則(昭和六十年郵政省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	<p>(帳簿)</p> <p>第五十一条 「略」</p> <p>2 法第八十一条の帳簿は、試験事務を行う事務所ごとに作成して備え付け、記載又は記録の日から三年間保存しなければならない。</p> <p>〔削る〕</p>
改正前	<p>(帳簿)</p> <p>第五十一条 「同上」</p> <p>2 法第八十一条の帳簿は、試験事務を行う事務所ごとに作成して備え付け、記載の日から三年間保存しなければならない。</p> <p>3 前項に規定する帳簿は、電磁的方法により保存することができる。</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	

（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正）

第四条 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
<p>(遵守義務)</p> <p>第三条 適格電気通信事業者、算定対象電気通信事業者（第二十三条に規定する電気通信事業者をいう。）、接続電気通信事業者等又は支援機関は、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金の額及び負担金の額の算定方法、延滞金を計算するために乗じる率、支援業務規程の記載事項、帳簿の備付方法及び記載事項又は記録事項その他基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金並びに支援機関の業務に関してこの省令の定めるところによらなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。</p> <p>(帳簿)</p> <p>第三十七条 「略」</p> <p>2 法第百十六条第一項において準用する法第八十一条の帳簿は、支援業務を行う事務所ごとに備え付け、記載又は記録の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>〔削る〕</p>	<p>(遵守義務)</p> <p>第三条 適格電気通信事業者、算定対象電気通信事業者（第二十三条に規定する電気通信事業者をいう。）、接続電気通信事業者等又は支援機関は、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金の額及び負担金の額の算定方法、延滞金を計算するために乗じる率、支援業務規程の記載事項、帳簿の備付方法及び記載事項その他基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金並びに支援機関の業務に関してこの省令の定めるところによらなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。</p> <p>(帳簿)</p> <p>第三十七条 「同上」</p> <p>2 法第百十六条第一項において準用する法第八十一条の帳簿は、支援業務を行う事務所ごとに備え付け、記載の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>3 前項に規定する保存は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）による記録に係る記録媒体により行うことができる。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の一部改正)

第五条 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成十六年総務省令第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(帳簿)</p> <p>第十五条 [略]</p> <p>2 法第九十六条の帳簿は、技術基準適合認定の業務を行う事務所ごとに作成して備え付け、記載又は記録の日から十年間保存しなければならない。</p> <p>3 前項に規定する帳簿の保存を電磁的記録に係る記録媒体により行う場合においては、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。</p> <p>(帳簿)</p> <p>第三十二条 [略]</p> <p>2 法第百四条第四項において準用する法第九十六条の帳簿は、技術基準適合認定の業務を行う事務所ごとに作成して備え付け、記載又は記録の日から十年間保存しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による帳簿の保存を電磁的記録に係る記録媒体により行う場合においては、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>(帳簿)</p> <p>第十五条 [同上]</p> <p>2 法第九十六条の帳簿は、技術基準適合認定の業務を行う事務所ごとに作成して備え付け、記載の日から十年間保存しなければならない。</p> <p>3 前項に規定する帳簿の保存は、電磁的記録に係る記録媒体により行うことができる。この場合においては、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。</p> <p>(帳簿)</p> <p>第三十二条 [同上]</p> <p>2 法第百四条第四項において準用する法第九十六条の帳簿は、技術基準適合認定の業務を行う事務所ごとに作成して備え付け、記載の日から十年間保存しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による帳簿の保存は、電磁的記録に係る記録媒体により行うことができる。この場合においては、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。</p>



附 則

(施行期日)

1 この省令は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十四号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、電気通信事業法施行規則第三十二条第一項第五号及び様式第二十三の改正規定は、公布の日から施行する。（認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務に係る読替え）

2 改正法第一条の規定による改正後の電気通信事業法第百十六条の二第二項に規定する認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が、改正法第二条の規定による改正後の国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）附則第八条第七項により読み替えて適用する改正法第一条の規定による改正後の電気通信事業法第百十六条の二第二項第三号の業務を行う場合における次の表の上欄に掲げる電気通信事業法施行規則の規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十条の八の八第一項	二 法第百十六条の二第二項第二号の業務に係る次に掲げる事項 イ 提供を受けた通信履歴の電磁的記録の提供元の電気通信事業者の氏名	二 法第百十六条の二第二項第二号の業務に係る次に掲げる事項 イ 提供を受けた通信履歴の電磁的記録の提供元の電気通信事業者の氏名
-------------	--	--

	<p>又は名称</p> <p>ロ イの通信履歴の電磁的記録の提供を受けた日時</p> <p>ハ イの通信履歴の電磁的記録の項目</p> <p>ニ イの通信履歴の電磁的記録を用いた調査及び研究の概要</p> <p>ホ ニの調査及び研究の成果の普及の概要</p>
<p>又は名称</p> <p>ロ イの通信履歴の電磁的記録の提供を受けた日時</p> <p>ハ イの通信履歴の電磁的記録の項目</p> <p>ニ イの通信履歴の電磁的記録を用いた調査及び研究の概要</p> <p>ホ ニの調査及び研究の成果の普及の概要</p> <p>三 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）附則第八条第七項の規定により読み替えて適用する法第百十六条の二第二項第三号の業務に係る次に掲げる事項</p> <p>イ 国立研究開発法人情報通信研究機構から通信履歴等の電磁的記録の提供を受けた日時</p>	

ロ イの通信履歴等の電磁的記録の項 目 ハ イの通信履歴等の電磁的記録を証 拠として行う通知の通知先の電気通 信事業者の氏名又は名称 二 ハの通知を行つた日